北書抄

特別
14
1919
639

176937

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]九月十七日

[illegible]

逸話

○北条四郎北条五郎[illegible]寺へ御法然の石[illegible]
[illegible]法然上人を尊ぶし[illegible]
[illegible]御法然の深厚の法[illegible]を
[illegible]逸話[illegible]
[illegible]功労あ[illegible]
[illegible]法[illegible]を望[illegible]
[illegible]法[illegible]御法然の[illegible]

[illegible]を[illegible]法[illegible]を[illegible]敬の[illegible]
[illegible]法[illegible]
○[illegible]の[illegible]のことのように
[illegible]家[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

の建立を行はんとし給へるなれば佛教
教の時代の[illegible]を[illegible][illegible]仏教のこゝにあ
つたことゝ仰せられる、隆寛律師そも〳〵佛
法平教の未だ入のみなる宗祖文[illegible]
たことの日蓮そうであるが、そんなものを誠に小さ
いものであつたとの宗祖文[illegible]隆寛律師の
隆寛さまんとの事[illegible]建立を行はんとの
ひあることゝの事[illegible]隆寛律師と[illegible]
比方を宗祖文の時代の事[illegible]
とゝ、[illegible]時代の[illegible]

東京帝大

日蓮さまは金の文
幼少家督を
[illegible]
時[illegible]見役を
やつた

金の教文

の時代とゝもいろ〳〵建立をされたそうで
ある事一説に隆寛の向ひ側にあつた大きな
土蔵（[illegible]）を[illegible]伊達[illegible]つの[illegible]
[illegible]宗祖文の殺せられた四年後
[illegible]時代と建立されたのであるそうな
又[illegible]佛問、佛問と寂[illegible]の[illegible]
[illegible]の時代の出来た
[illegible]の日蓮の[illegible]小生[illegible]二つある、こんな
[illegible]教の[illegible]問とゝもそつれるひまない
こんなものを作られたのであるそうな
又[illegible]家の[illegible]の[illegible]の中[illegible]

び故郷のことを思いやりて知人
親戚の間の風説を著述し、
たとえば、個様なお話を
なされし
なる御母様の
ありたることなど
○余間ふと祖父さまの御方
なるしや北帝さま
ありたる
北帝様自分の十五の時
つたこと、
お出なされたと、お楽さま

の話しいまだ知らずして曾祖父
ようやく勤勉する人ひ毎朝四時に起き
起きて蠟燭を點けて十數年の手紙を
認め方的を追ふ年孤寂の大伝の人百
の百分の代りをしてうつ伝ひあつたと
をもつて曾祖母しもあるとも高比脇
しもてるもまたひとつある
曾祖父さまを旅館の内別に高い所を
比高うある間はうあるを充満しひある
○四百年前をドンな人ひなりましたか
人を曾祖父の奇なひとひあ

るとまたまたてる先方を知の時の父母と
別れ十六年の時の曾祖父殺されるを
信ずる其後数年間市中此人を見る故
元龍を勤めしとまたまたまたまた
此時四百年前を殺ヒギスで
の○顔の長い音楽の言い人ひ
此頃分後ろまつ此人ひあるこ大坂ものを
へ仕えんとを元義の
殺るとの其の屋を
殺るようかいことを
後見やりも殺ろ殺ること

ハさんかうに……高砂会場を生じすることこゝろつもりにて、四
千四の金を考へ板の高さ幅の長さ千四
の金をつけるにいたり目あつたが、こんを
四角板ならば解き、こん日に、高砂まで
陽こゝろつもりに四、米船日一般を出らひ
だいと云ふ自分でこんを切つて運搬の
二五円を出す積ひあつたつの不幸もこん
出張雑費に八、こん日ひとりこんに
日、結果高砂まこんに
もこゝに云くこゝこんに

東京帝國大學

○四角板の生産の長さ幅の長さ生産を比べと云ふ長さ金の組の
の値を当時あつたこゝこんがどう
もこゝこんに、新聞の話でも顔の赤い
世ひあつたと云ふ四角板の長さ幅を
生産の似た比べあつたこゝ、此の生産海
の生産ひ二三オの値段陽で値段は
ひ長こゝこんひ蔵町の藝者を生つ
た、百分の生産を拡めたと云ふ時ともある、何
んこゝも製産を拡めたとこんこんに
前の節倹会の為の値段とこゝに

其の[illegible]の中へ香爐を化出せんと願ひ
を焚えて[illegible]一瓶うつしこゝ
○[illegible]
[illegible]
[illegible]

○北条氏康の書状に御拾子
殿と家を諸身等の表父と命拾
きソウリ言ハ[illegible]
[illegible]と申ける二ツ校の赤子[illegible]
子高命拾校[illegible]おん身ホの父上は
く育て[illegible]高田名もて父上[illegible]
[illegible]流石人[illegible]且つ乱の命も開けて快活
の性質なるおハて命の家をつゐん
なれ[illegible]死去さ[illegible]死国を疾毒
[illegible]ハ[illegible]大坂を絶
後[illegible]ケ[illegible]を[illegible]ける[illegible]

東京帝国大学

[illegible]似[illegible]
○命[illegible]おん身等の表父[illegible]
[illegible]こ[illegible]黄泉[illegible]
ハ[illegible]肢[illegible]
○平家[illegible]のときを[illegible]
[illegible]を高ひ父[illegible]
言[illegible]後世[illegible]
自[illegible]二の[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
○[illegible]の白井[illegible]

[illegible]
しかるに白井家も[illegible]家と縁
組をなすべきのたのみあるべきを
を要[illegible]
[illegible]
を自然[illegible]
く勝[illegible]
自分の顔を手[illegible]
姫の顔を拭[illegible]
とする
○朝の秋の[illegible]の[illegible]の[illegible]

東京印製

[illegible]
[illegible]
[illegible]
山の二[illegible]
北の中[illegible]
[illegible]
[illegible]
迷惑[illegible]
[illegible]
[illegible]

の作もあるものも引まゝに日記を仕原
しそうとう私七を未定う作ゝそ志
ハ〳〵仕後しゝと
○嘉平板（紙屋義雅人のこと）牡年
のうち板元を勤めをつけて三
年計りの間金の家の法を屋と用
寄寄しそうとう高の大人
そしめ板文人も落ち花年中中
まをおかせしうば嘉平板を渡書
を学ハんとするすし嘉平板を立ちる
も弱く数うそう板しく在ハしも

ハそを寄病ゝ人つきてるく家の
うのを ケムタク思い「毛虫」そ云ハあ
だるをしたしこと
○嘉平板のめ牛ちき人とそうこ紙
屋ゝ板ん屋のことそを高
ハひとり金ゝ家人スケムぐんしゝ
ぐ市中のものも蒸ハさらしと也
え大屋屋のあ家生んそうゝ大之
屋を公道ゝ仕後之市中のものハ
嘉平板の人ゝ家ゝる日茶屋屋を
板寄し嘉平板ゝを誰の一人札を

入れさせしとこそ世に伝へ侍れ
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]のごとき
[illegible]
[illegible]嘉永[illegible]
[illegible]
[illegible]

そこなひ思ふる因のもとすおきる所
生母の位いれしを近者中納言仲の
母之位書とせしに所詮尼寺の尼
こんを朝の妻人の後妻之
えとるる
○前小妻 三條おつま 妻 配偶即ち曾祖母の人き妻
る後しし賢夫人ことを誰れ
もとる意をが叔と北方の母方之
小妹ちゆ人さを之二人もあるつ
うう何れも揃ても揃ても揃ても
米の方々ちし中も作嫁も

えと妹の中之二人まひ曾祖母えとる
うあるも即ち中納言仲の姪さんとる妹
のことき甘一例ちて又久しく曾祖
母の陰ちを尾ちを曾祖母の作品中
の祝儀ちを
者をつとめえと
る和平房のことき曾祖母の子ち中ら
ちいいちしうえも終ちを曾祖さん
とちも従姉ちる曾祖母ちる彼れの
めき聰明ちる奥様ちも作ちを
ちて缺ちを
北平ちとる後之

夢想国師の父を延命[illegible]
以下略
[illegible]国師の母あの出家[illegible]
[illegible]の妹多く出家[illegible]
○夢想国師の[illegible]
[illegible]
[illegible]

なれば能登屋家も金を困難とおもしこんう
めるゝ金の家を始めしることのうそ
雪袋毋生前の能登屋の石碑を
つくることを考へ自分を彫
うとも北家のあるあるをなぐさめ
と云ふ〳〵北家まもる詠んること
あるべし

能登屋雅の事

○能登屋家も名ゆえんと改革さんれ
ふかき其結果は妻年数し帰るゆえ
母さん金を家の妻年数し妹さる
おきくさんの妻あつけんさる

東京博文堂製

うゆえんと縁とるもおもはさんの二
日数し紀伊とるんおきくさんの里
の家の妻はさるこゝろ、おもふ
の家の二日数と年数一つおもるる
せうん変るもすぐれる方もるしと云
ふ其時母さんの妻とよく似て
おきくの事

○お京の妻代るもの代るも能登
る物色もるそんを亀屋と呼び
歌の妻ひとうとなる住る亀屋家
業の妻金の家ゆえんを買ひ受けたり

[illegible]

○北条氏仰せられ[illegible]金の家を南
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御七夕祭の夜（三月廿五日）の御
祝儀を兼ねて二十一の御祝儀を兼ねて
ときこゝろ　お楽さま
を傷を負ひ　酒井に吹えん初
人をそ　お出ゝ　こゝ　其の時　こゝ　を見る
乗りて　お時　其の集村　御面　馬
お馬を　行く　数　きけん　こゝ　前
足を　着け　立　六　こゝ　迎
こゝ　初　女　北の　御酒　しく
腰　お　腰　を　打　こゝ　乳
絶　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ

東京原製

毛を抜き載せ　漸くのことまた
ゆゆしもあるべきが　お股を腫れて　行の
ことく大り　いとこさ云ふ人方こゝ　御
共方を十数ヶ所　お股を　動　を　潟　高　舟　さ
又　こゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
リサンを脱ぎ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ
鉄を　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ
こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ
こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ
余ハ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ　こゝ

多数の人々全くやーとおぼしたけ一時
と大混乱を極めるに北海道に於て
二大不幸の生じしを須臾(中略)の嫁
さんなる神母人の御子うるさんなる
ことを知るに祖母なるおたらやと
まるのきこえるを聞き孫を殺
を殺しなるを
○葬儀せるを葬式をおこなふ
りなるを記録の名簿を筆の
臨をとるべて名をるを人数を皆祖母
校をとしめるを十八人名なるつらん

東京原製

名をなるのの混乱をとし
さる北海道金をるを名簿の名簿の大
変、盛をなるおるを同名の子
供霊人を名簿を六名名し
をなるこをるを名をしあ
りしをんとを思ふる
○成長の弟を高等を金名簿と人帝の
る供を支四郎の四郎を風庫をおるし
出所のをんを殺混し一夜の中を家屋
あを吹つて浸さんを嫁をひとをき
雖も書出をしうをを小樽あ

中ほどいつぞや書きつけ（書きたる書ぶ
ばこゝに略し）つゝ、扨て高野の[illegible]管領
田舎武士いくさ面雑兵ども[illegible]
と北条氏[illegible]北条仰
せくるゝ[illegible]とく
ゝ[illegible]（金も[illegible]
田[illegible]雑兵ども[illegible]（金も[illegible]
の縁ちる[illegible]管領
りしと記録[illegible]紀[illegible]扨の
詩[illegible]と[illegible]の船江村[illegible]小
作人[illegible]雑[illegible]こゝ二十[illegible]

東京原製

[illegible]其間の[illegible]
[illegible]扨て[illegible]
[illegible]管領[illegible]
心配[illegible]こと一方[illegible]
北条方[illegible]と[illegible]の間[illegible]壮
絶[illegible]人の[illegible]を[illegible]
[illegible]方の[illegible]
行を以て[illegible]
[illegible]扨て[illegible]を[illegible]扨
追[illegible]終[illegible]
漁婦[illegible]と[illegible]

めしこの春は北の方を年ゆしと初めの人
の消息にきたりあるべきことなれば北
院の状況はいつも推察して先方も
ちろん来意の状況をよく知りたく自幸
あして雪をくれき絵くしう文弥う
文通用雑の[illegible]答多き諸物書叶
ハすに二十の設も[illegible]漸く諸物書
あ来たりあ書書
きたりと仰せられる
○歌人貴心うれて北巷仰せられた
北人成石の歌前形行未四ら

東博図書

んちりあのかもくもえかくあまたおもとん
なり方恨きたりと人きたりしかば昨こ自
投えたりと評を頂を所しなりを俗し歌
を名人きを曲初めさんを言きお変
きたりきたり北人歌投をきるる俗之一色
の書紙をえんきたりて余きを
きを再再きくべきつきえんを法し
て開おきき北人部う美んのえん
きを伝て貴心の再来を待しも終
まきうえきの開くて拾きえんきる
北きえ院寒きう関きる言を紙きうしと巷

し薩摩の河内守殿
○右京七人衆より郡内の年貢
を月番ごとに取ひとりとなん郡内の年
貢をもとめらるを拒申を指
す事の事七七人衆より月番ごとに
べき事なる数年貢を納めを
なる年貢を納めを自ら
保留し江戸表の御役人を出す
迫る月番の責任なるの月番
ハ如何に注意を加ふ要しなる北番の
注意なる先ず月番なるの

時を千歳第二十七三十七年迄此事を
こんを様なる形式の積み金なるを常
と云なるも心取四月番なるを始
め北の月番なる家の用を
徹底数を術しなる千両家を
風なるを様なるを指使なるとの紙
なるなるも番一次無駄入なる来れば余り
けなるなは なるなるし心配のなるなし
迷おきの先なるも流れなる地役目なる
えなる形を諸情を寺なる深く海
も紙なる道徳なるなるなる

○[illegible]校長年の御[illegible]の事[illegible]
[illegible]行えしが[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]行えしに[illegible]
[illegible]
[illegible]

し四方手枝の跡を立てんと図れし
も三男五郎を養子とし後の世を
しとそ
○初代屋号は日野屋与兵衛
屋号の名を心ゝて平安を迎えこれ
ゝを一毎ゝ迎ゝて曾祖父の遺言
を守りを家業をゝ
ゝ
ゝ

助次郎あつる

養のとゝ　祖父
祖父
祖母
祖母
祖母

[illegible]
[illegible]の仰きなりしを[illegible]
[illegible]の[illegible]あるん
[illegible]軍や[illegible]の[illegible]
[illegible]日[illegible]ことき[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]国を[illegible]軍[illegible]引き
[illegible]
[illegible]
[illegible]

拵候ものを方の作業を拵ひ、さて候印
の方法を五年の間を約し、田地の収入を
以て御次之を返印し、元金を二分本
利引減して元印金を返済し、出費小
一年を以て高額を拵し、地の収入を
以て得ることを定め、約束して五年
を経過し、其間の作業を
高額に償印し終る事を得る事を
也、後悔し得る事を貫徒書に
しるす、元高額を備用を表する
ものを家を出す業を

とさせん為に拵る終る金の内を田
地を分給し、尾為に拵る日を
乗て家産の内の内を悔し終りを如
行を吉を拵て金を約を家産
を契約を つまりを契約を
後行を約を を
後行をもん を 先方を
生業を拵を契約
不履の内の内を 得る契約
先方の一日の
をもん 拵を 五百両を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此度六高島の四郎兵衛為之に付て高島表へ戦使を傷め終に
其方を目当て不得已出張し生涯家
郷へ出入を禁じ上田分国後
高島へ引きたるものの財産を傾け生業
の修業をしみなく生涯なるべし
右者の通り

東京榛原製

以下全て
白紙

明治三十七年
九月十吉起筆